

平成十九年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号
中小企業団体の組織に関する法律施行規則

(平成十八年法律第七十五号)の施行に伴い、並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業団体の組織に関する法律施行規則(昭和三十三年大蔵省、厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号)の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第一章 事業転換の認可の申請及び電磁的方法による議決権の行使(第一条・第二条)
第二章 設立(第三条—第五条)
第三章 管理(第六条—第八条)
第四章 清算及び合併(第六十七条—第七十六条)
第五章 共済契約(第七十七条)
第六章 申請等(第七十八条—第九十一条)
第七章 組織変更(第九十二条—第九十七号)
第八章 雜則(第九十八条—第二百二条)

第十節 累積投票による理事の選任(第六十一条)
六条
第一章 事業転換の認可の申請及び電磁的方法による議決権の行使
第二章 設立
第三章 組合の設立の認可を受けようとする者は、様式第二による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 定款
二 協業計画書
三 事業計画書
四 役員たるべき者の氏名及び住所を記載した書面
五 設立趣意書
六 組合員たるべき者の名簿及び加入申込書格を有する者であることを発起人が誓約した書面
七 組合員たるべき者がすべて組合員となるべき者がそれぞれその営む事業の部類に属する事業の全部又は一部の協業をする旨を記載しなければならない。

二 創立総会の議事録
三 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
四 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
五 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
六 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

第七条
八 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録したものとし、

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
</tbl

五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

ロ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）

ハ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第五十五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

二 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条第三項（法第五十五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第三項において準用する協同組合法第五十五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条第五第四項（法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第三項において準用する協同組合法第三十八条第五第四項（法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）

六 理事会に出席した理事、監事又は組合員若しくは会員の氏名

七 理事会の議長の氏名

一 法第五条の二十三第三項において準用する各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

二 項において準用する場合を含む。)の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

口 イの事項の提案をした理事の氏名

ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日 事項の内容

二 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の六第五項(法第五条の二十四項において準用する協同組合法第六十九条(法第四十七条规定の第三項において準用する場合を含む。)及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 理事会への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名
(電子署名)

第十三条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第二項(法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

二 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(役員の協業組合等に対する損害賠償に係る報酬等の額の算定方法)

第十四条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第五項(法第五

一 揭げる額の合計額とする。

一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員が当該協業組合等の使用人を兼ねている場合における当該使用者の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として協業組合等から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）との合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該総合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

口 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第九項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の総会の決議の日

イ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第九項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）ににおいて準用する会社法第四百二十二条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合 当該決議のあった日

ハ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第九項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）ににおいて準用する会社法第四百二十二条第一項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあっては、最も遅い日）

（役員のために締結される保険契約）
第十四条の二 法第五条の二十三第三項において
準用する協同組合法第三十八条の六第一項（法
第四十七条第二項において準用する場合を含
む。）に規定する主務省令で定めるものは、次
に掲げるものとする。
一　被保険者に保険者との間で保険契約を締結
する協業組合等を含む保険契約であつて、当該
協業組合等がその業務に関連し第三者に生
じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該
責任の追及に係る請求を受けることによつて
当該協業組合等に生ずることのある損害を保

二 同組合法第三十九条の二第二項において準用する協同組合法第三十八条の二第八項（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとす
る。
一 退職慰労金

(1) 代表理事 六
(2) 代表理事以外の理事 四

(3) を有する材産上の利益の項	(1) 当該役員が当該協業組合等から受けた 退職慰労金の額
	(2) 当該役員が当該協業組合等の使用者を兼ねていた場合における当該使用者としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(責任追及等の請求の提起の請求方法)
第十五条 法第五条の二十三第三項において「
二〇〇〇年四月一日から二〇〇〇年六月三十日まで
の期間」を「二〇〇〇年四月一日から二〇〇〇年九月三十日まで
の期間」とする。

第十五条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十九条（法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事項

（金額の表示の単位）

二十三第三項において準用
第十条第一項（法第四十七条规定する場合を含む。）に規定する
立の日における貸借対照表
成すべき決算関係書類（剩
處理案を除く。）に係る事
位又は千円単位をもつて表
損失処理案については、一
のとする。

二一資產負債

各項目は、当該項目に適當な名称を付したる。

第十七条 第三節から第七節まで及び第七十三条から第七十六条までの用語の解釈及び規定の適用に関するは、一般に公正妥当と認められる会計基準の他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

第三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

第三節 決算関係書類

第一款 総則

（会計慣行のしん酌）

2 年度ごとに協業組合等が作成する場合を含む)の
については、この条の定めるところによる。
前項の財産目録は、次に掲
表示しなければならない。

第二項において準用する場合に基づき作成しな

規定に依り各事業成すべき財産目録に
ところによる。

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められないもの。	（純資産の区分）
二 その他の負債であつて、流動負債に属しないもの	（純資産の部の区分）
合連合会にあつては、会員資本とする。以下同じ。）及び評価・換算差額等の項目に区分しなければならない。	第二十六条 純資産の部は、組合員資本（商工組合連合会にあつては、会員資本とする。以下同じ。）及び評価・換算差額等の項目に区分しなければならない。
組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第二号に掲げる項目は、控除項目とする。	二 組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第二号に掲げる項目は、控除項目とする。
一 出資金	一 出資金
二 未払込出資金	二 未払込出資金
三 資本剰余金	三 資本剰余金
四 利益剰余金	四 利益剰余金
5 資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。	5 資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
一 資本準備金（法第五条の十一又は第三十七条第一項に規定する加入金その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）	一 資本準備金（法第五条の十一又は第三十七条第一項に規定する加入金その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）
二 その他資本剰余金	二 その他資本剰余金
利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。	利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
6 第三項第二号に掲げる項目は、適當な名称を付した項目に細分することができます。	6 第三項第二号に掲げる項目は、次に掲げる項目に細分しなければならない。
7 前項第一号に掲げる項目は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。	7 前項第一号に掲げる項目は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。
8 第六項第二号に掲げる項目については、当期前項第一号又は当期損失金を付記しなければならない。	8 第六項第二号に掲げる項目については、当期前項第一号又は当期損失金を付記しなければならない。
9 評価・換算差額等に係る項目は、その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその	9 評価・換算差額等に係る項目は、その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその

他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び子会社の株式以外の有価証券をいう。）の評価差額をいう。）その他適當な名称を付した項目に細分しなければならない。（貸倒引当金等の表示）	第二十七条 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。（有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）	2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。（有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）
3 各有形固定資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。	3 各有形固定資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。
4 固定資産に属する繰延税金負債の金額について、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。	4 固定資産に属する繰延税金負債の金額について、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
5 一般管理費に属する費用は、人件費、業務費、諸税負担金その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。	5 一般管理費に属する費用は、人件費、業務費、諸税負担金その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

額に合算して、減価償却累計額の項目をもつて表示することができる。（無形固定資産の表示）	第三十条 各無形固定資産に対する減価償却累計額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しなければならない。（外部出資の表示）
第三十二条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額について、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として表示しなければならない。（繰延税金資産等の表示）	第三十二条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額について、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として表示しなければならない。（繰延税金資産等の表示）
第三十三条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各繰延資産の金額として表示しなければならない。（繰延資産の表示）	第三十三条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。（繰延資産の表示）
第三十四条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）について、この款の定めるところによる。（損益計算書の区分）	第三十四条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）について、この款の定めるところによる。（損益計算書の区分）
第三十五条 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適當な場合には、適當な項目に細分することができる。（損益計算書の区分）	第三十五条 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適當な場合には、適當な項目に細分することができる。（損益計算書の区分）

三 事業費用	10 第二項から前項までの規定にかかる固定資産売却損、固定資産圧縮損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
四 一般管理費用	11 第二項から前項までの規定にかかる固定資産売却損、固定資産圧縮損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分すれば利益若しくは損失を細分しないこととすることができる。
五 事業外収益	12 協業組合等が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、第一項第一号から第四号ま
六 事業外費用	
七 特別利益	
八 特別損失	
九 受取施設利用料、受取貸付利息、受取保管料、受取手数料、受取手数料その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。	2 事業収益に属する収益は、売上高、受取手数料、受取施設利用料、受取貸付利息、受取保管料、受取手数料その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
十 参加料収入、負担金収入その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。	3 賦課金等収入に属する収益は、賦課金収入、参加料収入、負担金収入その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
十一 事業費用に属する費用は、売上原価、販売費、購買費、生産・加工費、運送費、転貸支払利息その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。	4 事業費用に属する費用は、売上原価、販売費、購買費、生産・加工費、運送費、転貸支払利息その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

でに掲げる収益又は費用は、事業の種類ごとに区分することができる。

12 損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。

(事業総損益金額)

事業収益に賦課金等收入を加算して得た額から事業費用を減じて得た額（以下「事業総損益金額」という。）は、事業総利益金額として表示しなければならない。

2 協業組合等が二以上の異なる種類の事業を行つている場合には、事業総利益金額は、事業種類ごとに区分し表示することができる。

3 前二項の規定にかかるとおり、事業総利益金額が零未満である場合には、零から事業総利益金額を減じて得た額を、事業総損失金額として表示しなければならない。

(事業損益金額)

第三十七条 事業総損益金額（当該金額が二以上ある場合には、その合計額）から一般管理費の合計額を減じて得た額（以下「事業損益金額」という。）は、事業利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかるとおり、事業損益金額が零未満である場合には、零から事業損益金額を減じて得た額を、事業損失金額として表示しなければならない。

(経常損益金額)

第三十八条 事業損益金額に事業外収益を加算して得た額から事業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかるとおり、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

(税引前当期純損益金額)

第三十九条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかるとおり、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

(税等)

第四十条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一 当該事業年度に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税をいう。以下同じ。）

(貸借対照表)

二 法人税等調整額（税効果会計（貸借対照表）による資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該協業組合等の会計処理をいう。）の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。）、

3 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(当期純損益金額)

第四十一条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」といいう。）は、当期純利益金額として表示しなければならない。

(税引前当期純損益金額)

二 前条第一項に規定する場合（同項ただし書きの場合を除く。）において、還付税額があるときは、当該還付税額があるときは、当該納付税額があるときは、当該納付税額の金額に区分して表示しなければならない。

(貸倒引当金額の表示)

三 前条第一項第一号及び第二号に掲げる項目の金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額が減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

(貸倒引当金額)

四 前条第二項に規定する場合（同項ただし書きの場合を除く。）において、納付税額があるときは、当該納付税額があるときは、当該納付税額の金額に区分して表示しなければならない。

(貸倒引当金額の表示)

二 前条第一項第一号及び第二号に掲げる項目の金額が零未満である場合には、零から当期純損失金額が減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

(貸倒引当金額)

三 前条第一項第一号及び第二号に掲げる項目の金額が零未満である場合には、零から当期純損失金額が減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

(貸倒引当金額)

四 前条第一項第一号及び第二号に掲げる項目の金額が零未満である場合には、零から当期純損失金額が減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

(貸倒引当金額)

二 前条第一項第一号及び第二号に掲げる項目の金額が零未満である場合には、零から当期純損失金額が減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

(貸倒引当金額)

一 貸倒引当金額 次に掲げる項目

(事業費用)

イ 事業上の取引に基づいて発生した債権に係るもの 事業費用

ロ 事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの 事業外費用

(損失処理案の区分)

(損失処理案)

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

一 前項第一号の当期未処理損失金は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

(損失処理案)

イ 増資及び資金の借入れその他の資金調達における当該他の会社の株式又は持分の取扱い	ロ 協業組合等が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資
ハ 他の法人との業務上の提携	二 他の会社を子会社とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取扱い
二 他の会社を子会社とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取扱い	本事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併(当該合併後当該協業組合等が存続するものに限る)その他の組織の再編成
四 直前三事業年度(当該事業年度の末日において三事業年度が終了していない協業組合等においては、成立後の各事業年度)の財産及び損益の状況	直前三事業年度(当該事業年度の末日において三事業年度が終了していない協業組合等においては、成立後の各事業年度)の財産及び損益の状況
五 対処すべき重要な課題	六 前各号に掲げるもののほか、当該協業組合等の現況に関する重要な事項

（協業組合等の運営組織の状況に関する事項）	第五条 第四十九条 第四十七条第二号に規定する協業組合等の運営組織の状況に関する事項とは、次に掲げる事項とする。
一 前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項	ロ 出席した組合員又は会員（又は総代）の数
二 組合員の議決状況	ハ 重要な事項の議決状況
三 役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項	イ 役員の氏名
四 役員の当該協業組合等における職制上の地位及び担当	ロ 役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事實
五 役員と当該協業組合等との間で補償契約（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する会社法第三百四十五条第一項の理由があるときは、その理由	二 組合員又は会員の数及びその増減
六 組合員又は会員の出資口数及びその増減	三 役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項
七 役員の氏名	四 役員の当該協業組合等における職制上の地位及び担当

（監事の決算関係書類に係る監査報告の内容）	（監事の監査の方法及びその内容）
（監事の監査報告の通知期限等）	二 決算関係書類（剩余金処分案又は損失処理案を除く。）が当該協業組合等の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
（被保険者が実質的に保険料を負担してい	三 剩余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見
（被保険者が実質的に保険料を負担してい	四 剩余金処分案又は損失処理案が当該協業組合等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨
（被保険者が実質的に保険料を負担してい	五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

（監事の決算関係書類に係る監査報告の内容）	（監事の監査報告を作成した日）
（監事の監査報告の通知期限等）	二 前項第六号に規定する追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断において説明を付す必要がある事項又は決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
（被保険者が実質的に保険料を負担してい	三 正当な理由による会計方針の変更
（被保険者が実質的に保険料を負担してい	二 重要な偶発事象
（被保険者が実質的に保険料を負担してい	三 重要な後発事象
（監事の事業報告書に係る監査報告の内容）	（監事の事業報告書に係る監査報告の内容）
（監事の監査の方法及びその内容）	一 一監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	二 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	三 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	四 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	五 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	六 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	七 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	八 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	九 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	十 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	十一 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	十二 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	十三 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	十四 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	十五 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	十六 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	十七 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	十八 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	十九 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	二十 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	二十一 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	二十二 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	二十三 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	二十四 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	二十五 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	二十六 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	二十七 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	二十八 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	二十九 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	三十 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	三十一 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	三十二 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	三十三 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	三十四 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	三十五 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	三十六 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	三十七 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	三十八 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	三十九 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	四十 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	四十一 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	四十二 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	四十三 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	四十四 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	四十五 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	四十六 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	四十七 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	四十八 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	四十九 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	五十 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	五十一 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	五十二 二監事の監査の方法及びその内容
（監事の監査報告を作成した日）	五十三 二監事の監査の方法及びその内容

第一項及び前条第一項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。
一 決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から四週間を経過した日
二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日
決算関係書類及び事業報告書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

二 決算関係書類

二 決算関係書類に係る監事の監査報告があるときは、当該監査報告（二以上の監事が存する協業組合等の各監事の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあつては、一又は二以上の監事の監査報告）

三 第五十三条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を組合員又は会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。
第二款 事業報告書の組合員又は会員への提供
第五十五条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第七項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する

事業報告書に表示すべき事項（次に掲げるものと併せて、これを除く。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出する時から通常総会の日から三月が経過するまでの間、継続して電磁的方法により組合員又は会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における前項の規定の適用については、

3 前項の規定にかかるわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、決算関係書類及び事業報告書については、監事の監査を受けたものとみなす。

2
通常総会の招集通知（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十九条第一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する招集に係る通知をいう。以下同じ。）を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供決算閲覧書類は、各号にあつては、監査係によつて記入せしむる。

場合を含む。) 及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。) の規定により組合員又は会員に対して行う提供事業報告書(次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。)の提供に関する事項は、この条の定めるとおりによる。

当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員又は会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合は、に限る。

4
第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けた者

各号に定める方法により提供しなければならない。
一　書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
イ 提供決算関係書類が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項
を記載した書面の提供

二 事業報告書
事業報告書に係る監事の監査報告があるときは当該監査報告(二以上の監事が存する協業組合等の各監事の監査報告の内容(監査報告を作成した日を除く。)が同一である場合にあつては、一又は二以上の監事の監査報告)

十九条第一号から第七号までに掲げる事項
二 事業報告書に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

るべき決算関係書類及び事業報告書の作成に関する業務を行つた理事 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

口 提供決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供
二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
イ 提供決算関係書類が書面をもつて作成さ

三 第五十三条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらとの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報を内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものと且販賣とは営む

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての
監事 がめた場合 当該通知をすべき者として定められた者

□ れて いる 場合 当該 書面 に 記載 さ れた 事項 の 電磁的 方 法 によ る 提供 提供 決 算 関 係 書類 が 電 磁 的 記録 をもつて 作成 さ れて いる 場合 当該 電 磁的 記録 に 記載

書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法イ 提供事業報告書が書面をもつて作成され

5 記録することができるものを組合員又は会員に對して通知しなければならない。

第六節 決算関係書類及び事業報告書の組合員又は会員への提供

3
録された事項の電磁的方法による提供
提供決算関係書類を提供する際には、当該事

てある場合、当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監事が、現に組合員又は会員に

第五十四条 法第五条の二十三第三項において準
第一款 決算関係書類の組合員又は会員への提供

業年度より前の事業年度に係る決算関係書類に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。

□ 提供事業報告書が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供

対して提供される事業報告書が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告書の一部であることを組合員又は会員に対して通知すべき旨

用する協同組合法第十四条第七項（法第五十五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により組合員又は会員に対して行う提供決算関係書類（次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。

る。この場合において、提供決算関係書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なるものとなっているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

理事は、決算関係書類の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を発出した日から

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供事業報告書が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供事業報告書が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

6 を理事に請求したときは、理事は、その旨を組合員又は会員に対し通知しなければならぬ。い。
理事は、事業報告書の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を発出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を組合員又は会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(身分を示す証明書)

第九十一条 法第九十三条第二項に規定する職員の身分を示す証明書の様式は、様式第十八のとおりとする。

第七章 組織変更

(組織変更の認可の申請)

法第九十五条第四項の規定により組織変更の認可を受けようとする者は、様式第十九による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 組織変更後の協業組合の定款

二 組織変更後の協業組合の協業計画書

三 組織変更後の協業組合の事業計画書

四 組織変更の理由を記載した書面

五 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

六 組織変更の議決をした総会の議事録の謄本

七 組合員がそれぞれその當む事業の部類に属する事業の全部又は一部の協業をする旨を記載した書面

八 組織変更後の協業組合の収支予算書

九 組織変更の議決をした総会の議事録の謄本

第十 組織変更の理由を記載した書面

十一 組合員がそれぞれその當む事業の部類に属する事業の全部又は一部の協業をする旨を記載した書面

十二 組合員の名簿

十三 組合員がそれぞれその當む事業の部類に属する事業の全部又は一部の協業をする旨を記載した書面

十四 組合員の氏名及び住所を記載した書面

十五 組合員がそれぞれその當む事業の部類に属する事業の全部又は一部の協業をする旨を記載した書面

十六 組合員の名簿

十七 組合員がそれぞれその當む事業の部類に属する事業の全部又は一部の協業をする旨を記載した書面

十八 組合員の名簿

十九 組合員がそれぞれその當む事業の部類に属する事業の全部又は一部の協業をする旨を記載した書面

二十 組合員の名簿

二十一 組合員がそれぞれその當む事業の部類に属する事業の全部又は一部の協業をする旨を記載した書面

二十二 組合員の名簿

二十三 組合員がそれぞれその當む事業の部類に属する事業の全部又は一部の協業をする旨を記載した書面

二十四 組合員の名簿

二十五 組合員がそれぞれその當む事業の部類に属する事業の全部又は一部の協業をする旨を記載した書面

二十六 組合員の名簿

二十七 組合員がそれぞれその當む事業の部類に属する事業の全部又は一部の協業をする旨を記載した書面

二十八 組合員の名簿

二十九 組合員がそれぞれその當む事業の部類に属する事業の全部又は一部の協業をする旨を記載した書面

三十 組合員の名簿

三 組織変更の理由を記載した書面

四 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

五 組合員の名簿

六 組織変更の議決をした総会の議事録の謄本

七 法第九十七条第一項第二号の要件に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面

八 組織変更後の商工組合の収支予算書

九 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

（組織変更の届出）

第九十五条 法第九十五条第七項又は第六十六条第八項（法第九十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により組織変更の届出をしようとする者は、様式第二十二による届出書に登記事項証明書を添えて提出しなければならない。

第九十六条 法第一百条の八に規定する主務省令では、該組織変更により提出しなければならない。

（組織変更に際しての計算に必要な事項）

第九十七条 法第一百条の八に規定する主務省令では、該組織変更により提出しなければならない。

（組織変更に際しての計算に必要な事項）

第九十八条 商工組合等は、事業年度の最初の月の十五日までに、次に掲げる事項に関し、様式組合（以下この条において「組合」という。）が組織変更をする場合には、該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

組合が組織変更をする場合には、組織変更後株式会社の株主資本

（組合員又は会員の異動の報告）

第九十九条 前各条（第九十二条、第九十三条及び第九十五条（法第九十七条第二項において準用する法第六十六条第八項の規定による場合に限る。）を除く。）の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

（経由店）

第九十九条 前各条（第九十二条、第九十三条及び第九十五条（法第九十七条第二項において準用する法第六十六条第八項の規定による場合に限る。）を除く。）の次の各号に掲げる額から

二 商工組合にあっては、前事業年度において中小企業者となつた組合員及び中小企業者でなくなつた組合員の氏名又は名称

（常時使用する従業員の数）

四 利益準備金の額 組織変更の直前の組合の利益準備金の額

五 その他利益剰余金の額 イに掲げる額から口に掲げる額を減じて得た額

六 組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

七 法第九十七条第一項第七号二に規定する社債等のうち自己社債を除く。以下この条において同じ。）にあつては、該社債等に付すべき帳簿価額のうち、組合が資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

（申請書等の提出部数）

八 商工組合に係るもの 在地（その主たる事務所の所在地）を管轄する税務署長

九 第百一条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第十 第百二条 主務大臣は、協業組合等について法第五条の二十三第三項において準用する協同組合第五条の二十三第三項において準用する協同組合第五条から第八十五条まで、第八十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十五条又は第九十八条、第九十九条、第九十条第一項、第九十五条又は第九十八条の規定により提出する届出書。その他の書類の部数は、一通とする。

（標準処理期間）

第百三条 主務大臣は、協業組合等について法第五条の二十三第三項において準用する協同組合第五条の二十三第三項において準用する協同組合第五条から第八十五条まで、第八十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十五条又は第九十八条の規定により提出する届出書。その他の書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（標準処理期間）

第百四条 第一百条の四第五項第一号に規定する組合員が協同組合法第七条第一項又は第二項に掲げる小規模の事業者であることを商工組合員が代表する理事が誓約した書面

（組合員の名簿）

第百五条 第一百条の四第五項第一号に規定する組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

（組合員の名簿）

第百六条 第一百条の四第五項第一号に規定する組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

（組合員の名簿）

第百七条 第一百条の四第五項第一号に規定する組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

（組合員の名簿）

第百八条 第一百条の四第五項第一号に規定する組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

（組合員の名簿）

第百九条 第一百条の四第五項第一号に規定する組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

（組合員の名簿）

第百十条 第一百条の四第五項第一号に規定する組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

（組合員の名簿）

第百十一条 第一百条の四第五項第一号に規定する組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

（組合員の名簿）

第百十二条 第一百条の四第五項第一号に規定する組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

（組合員の名簿）

第百十三条 第一百条の四第五項第一号に規定する組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

（組合員の名簿）

第百十四条 第一百条の四第五項第一号に規定する組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

（組合員の名簿）

第百十五条 第一百条の四第五項第一号に規定する組合員がそれぞれ有する出資口数を記載した書面

（組合員の名簿）

三 その地区が一の都道府県の区域を超えない商工組合（その地区が一の都道府県の区域であるものを除く。）に係るもの 在地（その主たる事務所の所在地）を管轄する税務署長

四 第百六条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第五 第百七条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第六 第百八条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第七 第百九条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第八 第百十条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第九 第百十一条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第十 第百十二条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第十一 第百十三条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第十二 第百十四条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第十三 第百十五条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第十四 第百十六条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第十五 第百十七条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第十六 第百十八条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第十七 第百十九条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第十八 第百二十条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第十九 第百二十一条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

第二十 第百二十二条 第一条、第三条第一項、第四条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十六条第一項、第八十七条、第九十条第三項、第九十二条又は第九十四条の規定により提出する申請書及び添付書類の部数は、正本二通及び写し一通とする。

（申請書等の提出部数）

(条例等に係る適用除外)
第一百二条 第一条から第四条まで、第六条から第八条まで、第十三条、第七十八条から第九十五条まで、第九十八条及び第一百条の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

(施行期日)
附 則

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(決算関係書類及び事業報告書に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に到来した決算期に係る決算関係書類及び事業報告書の作成については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定は、この省令による改正後の中小企業団体の組織に関する法律施行規則の規定に基づき決算関係書類及び事業報告書を作成する旨を決定した協業組合等については、適用しない。

3 この省令の施行後最初に到来する決算期に協業組合等が作成すべき決算関係書類及び事業報告書については、第二十四条第三項及び第四項、第二十五条第二項、第二十六条(第一項を除く)、第二十七条から第三十三項まで、第三十五条第二項から第十項まで、第三十六条から第四十二条まで、第四十四条(第一項を除く)、第四十五条(第一項を除く)、第四十八条並びに第四十九条の規定を適用しないことができる。

附 則 (平成一九年九月二八日財務省・

厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第六十五条第三号及び第五号並びに第六十七条第三号の改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。

附 則 (平成二〇年九月一二日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一二月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成二十五年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年四月三〇日財務省・国土交通省令第一号)

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月一一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

附 則 (令和二年一二月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年三月一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(令和三年三月一日。次条において「施行日」という)から施行する。

(施行期日)
(経過措置)

第二条 この省令による改正後の中小企業団体の組織に関する法律施行規則第四十九条第三号二から八まで及び第三号の二の規定は、施行日以後に締結された補償契約及び役員賠償責任保険契約について適用する。

附 則 (令和三年五月一四日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

様式第1
(略)
様式第2
(略)
様式第3
(略)
様式第4
(略)
様式第5
(略)
様式第6
(略)
様式第7
(略)
様式第8
(略)
様式第9
(略)
様式第10
(略)
様式第11
(略)
様式第12
(略)
様式第13
(略)
様式第14
(略)
様式第15
(略)
様式第16
(略)
様式第17
(略)
様式第18
(略)
様式第19
(略)
様式第20
(略)
様式第21
(略)
(略)
様式第22
(略)
様式第23
(略)